

寛政七年不受不施派禁令触の伝達

東 昇

はじめに

近世において、公儀触は全国各地へどのように伝達されていたのか。この公儀触の各地・各藩への伝達に関する研究としては、近年、山田洋一氏の研究グループによる成果がまとまったものとして挙げられる¹。また、公儀触の作成と伝達に関しては、藤井讓治氏が幕府から江戸の町への伝達を明らかにしている²。さらに、同一の公儀触が全国へ伝達された事例については、水本邦彦氏による浦触の研究が代表的である³。浦触は幕府から幕府領・藩領を問わず、浦の町村へ横断的に伝達される「横断型」とされる。一方で、通常の幕府の触は、幕府から代官・幕府領、大名・藩領へと伝達される「下達型」である。本稿で分析の対象とするのは、この「下達型」に分類される通常公儀触の全国伝達に関するものである。具体的には、近世に禁教とされた不受不施派に関する寛政七年（一七九五）の公儀触を事例として取り上げる。まず、この不受不施派の信仰の概要を示し、禁令の直接的な契機となった上総・下総国における摘発とその実態を明らかにする。そして、不受不施派禁令触が全国各地にどのように伝達されていたのか、月別の変遷や藩法令集などを通じて地域性を考察する。

一 不受不施派の信仰と禁令の背景

(一) 不受不施派と幕府による禁教

不受不施派は、日蓮宗の一派であり、京都妙覚寺住持の日奥を祖とする集団である⁴。「不受」とは、法華宗の信者以外からの布施供養を拒否することを指し、「不施」とは、不受不施派の信者が他宗の寺院や僧侶に対して布施供養を行わないことを意味する。この思想は、日蓮の教えを厳密に守るかたちで展開された。

寛文五年（一六六五）、江戸幕府は不受不施派を禁教とし、全国的な取り締まりを強化した。特に、江戸・京都・大坂の三都や、安房、下総、備前、備中、美作など主たる拠点とされた地域では、不受不施派の活動が問題とみなされた。その結果、不受不施派は地下組織としての活動を余儀なくされ、信者間で連携を保ちながら存続した。この組織は、他宗派の寺院に檀家として所屬する信者である内信を基礎とし、それを統率する法立（指導者）、さらにその補佐役である法中（僧侶）から構成されていた。

(二) 寛政七年幕府による禁令

まず寛政七年に出された不受不施派に関する触をみていきたい。

【史料1】 不受不施派禁令⁵

寛政七卯年八月

三奉行江

上総国、下総国村々百姓共、日蓮宗不受不施之伝法を習ひ受、其身は勿論、人二もすゝめ、重キ御仕置二相成候ものも有之、近年二およひ候ても不受不施之僧俗重科二行ハるゝ所、右之内二は新門徒又は内信心杯と名目を附、前々御仕置二相成候不受不施之僧を日蓮同様二尊敬いたし候もの、或は何之無弁、右二加り候もの迄も、夫々咎請候は、畢竟其所之支配人、村役人等心附方不行届故之儀二候、農業を専一二いとナミ、分限二応し、先祖之法事追善等執行ひ候は勿論之儀、いとまあるものは仏道を信じ候ハ勝手次第之事候得共、日蓮宗之内、受不受之訳等は百姓共之論すへき事二あらず、公儀より被立置候宗門之外、帰依致すへき筋二無き事二のみ相心得候得は事足儀二候間、是等之趣も能々相弁、紛敷宗法之持チ方致し間敷、右之通申渡上は、重て不受不施類之宗門相持候もの有之候は、当人は不及申、其所之もの迄も厳科可被行候、且右両国之外二ても不受不施は勿論之儀、都て何宗によらず、異風成ル執行ひ致間敷候、万一申勧め候者於有之は、其所之奉行所并御代官又は領主、地頭え早々可申出候、

右之通、御料は御代官、私領は領主、地頭より不洩様可申渡候、右之趣、可被相触候、

八月

この触について、以下の三点に区分して詳しく分析する。まず、①上総・下総国の村々に住む百姓たちが、日蓮宗不受不施の教えを学び、それを自ら実践するだけでなく、他人にも勧めた結果、厳しい処罰を受ける者が出た。近年においても、不受不施を信仰する僧侶や俗人が重い罰を受ける事件がみられる。その中には、「新門徒」や「内信心」などの名目をつけ、以前に処罰された不受不施の僧侶を日蓮と同様に尊敬する者が含まれている。また、特に根拠もなくこれに加わる者までおり、それぞれが罪を問われている、とある。問題となる信仰の特徴として、上総・下総が対象地であること、「新門徒」や「内信心」などの形で集団化し、信仰を他者に勧めることで勢力を拡大していることが挙げられる。また、地域の支配者や村役人がこれを放置したことが原因とされている。

つぎに、②農業に専念し、身分に応じて先祖供養や追善供養を行うことは当然であり、余裕がある者が仏道を信仰することは個人の自由と認めている。その一方で、禁教とされる受不受という教理上の議論を百姓が論じることは不適切である。幕府が公認した宗派以外の信仰は禁止であることを理解し、それを守るべきだとし、禁教政策を改めて確認している。最後に、③混乱を招く宗教活動は禁止し、不受不施信仰を継続する者には本人を含め厳罰を科すことが明示されている。また、上総・下総以外の地域でも、不受不施をはじめ、いかなる

宗派であれ異風な信仰や行動は禁止とされている。

この触は、寛文五年の不受不施派禁令から一三〇年後に出された禁教に関するものである。発端は上総・下総という特定の地域であったが、その後、全国触として展開した。

(三) 下総における多古法難

この発端となった上総・下総は、不受不施派の信仰が盛んな地域であり、村民の内信心の露顕や取り締まりが頻繁に発生していた。つぎに寛政七年の全国触に至る一八世紀後期の実態を紹介していく。

上総国山辺郡南飯塚村では、明和三年（一七六六）一〇月の「指上申一札之事」によれば、名主役を務めた者が一〇数年前まで不受不施派を内信心していた⁶。また、その後も村人たちが内信心していた事実を届け出なかつたため、幕府によって軽追放の処分を受けたとされる。この村では、寛政三年には内信心者に対して菩提寺の信仰を守る旨の誓約書の提出が求められ、不受不施派の僧が記した本尊を没収するよう指示が出されている。

下総国における不受不施派の弾圧は、寛政六年から七年にかけて特に顕著であった。この弾圧は、いわゆる「多古法難」として知られる。不受不施派の信者名を把握するために、村々の名主に信者名簿の提出が命じられ、それを基にして厳しい取り締まりが行われた⁷。この結果、下総における津寺派の法中は壊滅に追い込まれる事態となった。また、下総国香取郡中佐野村では全戸が不受不施派の信者であり、集落内に寺院を持たず、隣村の東台村と共有の教会を利用していた。寛政六年の弾圧については、次の史料により詳細を知ることができる。

【史料2】 中佐野村文書⁸

一寛政六年十月朔日

御公義様為御用、近村不受不施之僧共被召捕候、但シ御下り被成候御役人様名前左之通り 多古本宿名主清兵衛二御止宿

大貫治左衛門様手代原善右衛門、同人手代宮下順藏、関東郡代様附大嶋友三郎、御小人目附荒井源兵衛、御小人目附大橋善四郎、関東郡代附御普請役荒井平吉郎

右十月朔日玉作村隠居大屋被召捕、其後隠居被召捕二而大家縄御免

ここでは、幕府の御用として近村の不受不施派の關係者を捕らえるために役人が多古本宿に止宿しており、玉作村の隠居大屋をはじめ、各村の關係者が次々と捕縛されていく様子がうかがえる。また、この事件は「寛政六年下総法難」として知られ、文化二年（一八〇五）頃、備前国赤磐郡森末庵主であり、多古法難の犠牲者であった下総国香取郡東台村の佐藤内藏右衛門の子、理順院日成による聞き書きが残されている。この記録には、法中一人が牢死、一人が遠島、宿主七人が牢死した経緯が記されている。不受不施派の拠点の一つである備前国にも、下総の法難の情報が伝わっていたことが確認できる。

以上のように、不受不施派の活動はその宗教的理念の厳密さゆえに、幕府の取り締まりの対象となり、各地の弾圧の過程で多くの信者が迫害を受けた。

(四) 浦上崩れ、真宗隠れ念仏・潜伏キリシタン

全国触への展開の背景として、九州で発生した肥前浦上一番崩や肥前田代領における真宗隠れ念仏の摘発も関連していると考えられる。¹⁰ 寛政二年七月に発生した肥前浦上一番崩は、浦上村の村人一人が庄屋の密告によつてキリシタンの疑いを受け捕縛された事件である。一方、対馬藩の飛地である肥前田代領では、宝暦期（一七五一～一七六四）に真宗隠れ念仏の摘発が行われている。¹¹

寛政二年、肥後国天草郡高浜村の庄屋である上田宜珍の日記には、田方見分のために来村した預所島原藩の役人川村から信仰に関する質問を受けた記録がある。¹² その中で川村は、「当郡之儀古来邪宗門蜂起之地ニ有之候間、随分念入少ニ而も不審成者有之候ハ、申出候様」と述べ、島原・天草の乱を前提としたキリシタン信仰取締に関する指示を出している。また、「当時者肥前御領など江邪宗之類ニ紛敷事も有之由」として浦上崩れを示唆し、村人が他国へ赴き関係を持つ場合や、旅僧が在家で法談を行い不思議を見せて勧誘する可能性についても警戒を促した。さらに、川村は村内の真宗に関する質問を行い、仮に百万遍などが怪しまれば罪に問われる可能性があるため、村役人に対しては拡大する前に取り締まるよう指示している。

一八世紀後期には、真宗隠れ念仏や潜伏キリシタンの摘発が相次ぎ、いずれも幕府の関与のもとで処理されていた。これに加え、下総における多古法難など不受不施派への大規模摘発が契機となり、全国触へと展開したと考えられる。

二 全国への伝達と地域性

(一) 関東における伝達状況

今回対象とした寛政七年（一七九五）の不受不施派禁令触は三一件（幕府を含めて三二件）である。¹³ まずその概要について述べると、対象地域は盛岡藩から熊本藩に至る全国に及ぶ。【表】は、この触を国別に北から並べたものである。領主の内訳は、藩が二三件、幕府関係（幕府領代官所、預所、京都や大坂など）が七件、旗本領が一件である。触が記録された文書の種類は、御用留が一九件、幕府や藩の法令集・記録が七件、その他日記や記録、随筆が含まれている。作成者は、御用留の場合、村の庄屋・名主、大庄屋、寺院、または町にある会所や町代などの役人が記録していた。

つぎに、伝達された触の月日について検討すると、以下の特徴が確認できる。全体では八月から十二月までの五か月間にわたり、八月が八件、九月が一四件、一〇月が六件、十一月が二件、十二月が一件と、九月までに全体の約八割が伝達されていた。八月の触はすべて月のみが記され、具体的な日付が不明である。このような事例では、公儀触本文に月のみ記載され、各領主の添文に日付が省略されている可能性も考えられる。一例として、岸和田藩領の和泉国南郡大川村の御用留には、「右之趣、今度従公儀被仰出候間、此段郷中江可相触候、以上」^(得脱カ)「右之通被仰出候間、可其意事、御家老中様、御名前也」と記載されているが、日付は記されていない。¹⁴

九月の一四件のうち、上旬の伝達は関東とその周辺国に集中している。最も早いのは九月六日で、幕府領代官玉田新平役所から出された武蔵国多摩郡新町村、および同じく玉田新平役所から出された田安領の武蔵国多摩郡野上村の触である。管轄する所領は異なるものの、同一役所で同日に発出されたといえる。一方、近隣に位置する同じ幕府領代官伊奈友之助役所が管轄する武蔵国多摩郡下師岡村では、触に「卯九月」のみが記され、対応に差が見られる。添文を比較すると、玉田役所の文言には「右之通御書付出候間得其意、心得違無之様小前末々迄も不洩様得与可申聞候、此廻状早々順達、留村方無遅滞御役所江相返候也」とある。伊奈役所の文言には「右之通被仰出候間得其意、小前不洩様申渡、若疑敷もの及見聞候ハ、早速可訴出候、廻状村下二令請印早々相廻し留村方可相返候、以上」と記されており、表現の違いが確認できる。¹⁵ 翌九月七日には、田中藩の舟戸役所から出された下総国葛飾郡花野井村の触が記録されている。この触では「右之通り従公儀御触二候条得其意、小前百姓共江茂急度相守候様可申渡候、此廻状村下二令請印早々順達、留村方可差戻候、以上」と記されており、幕府領と同様に公儀触であることや、村への順達が明記されている。¹⁶

九月九日、小田原藩の地方役所から駿河国駿東郡茱萸沢村に出された触では、公儀触の日付が九月朔日と記されており、八月ではない。この場合、小田原藩が公儀触を受領した日付を記した可能性がある。また、この触は竹之下村を経由して郡中一統に回覧され、茱萸沢村では九月一八日に受取と注記されている。¹⁷ その後、九月一二日には大坂町奉行、一七日には山形藩、一九日には三河吉田藩、二二日には津山藩へと伝達されていた。京都への触は九月中に出されたもの

であるが、日付は記されていない。ただし、前後の触の日付が二三日と二五日であることから、その間に伝達されたと推定できる。¹⁸ 九月一九日、吉田藩から三河国宝飯郡長山村に出された触には、「覚」として「公儀御触（付字九）書江戸表を被差遣」と添文が記されており、触の書き出しで一般的である「覚」が記され、原文をそのまま写したと考えられる。¹⁹

九月に伝達された触は、幕府に近い武蔵や下総を起点として、駿河、摂津（大坂）、出羽、美作、若狭、山城（京都）、因幡など、幕府直轄地やその周辺地域に触れられていたことが確認できる。

（二）同国、同郡内での比較

九月および一〇月の事例として、同一郡内の異なる藩領に伝達された触がある。若狭国敦賀郡では、小浜藩領の市野々村が九月晦日、加知山藩領の助生野村が一〇月二日に触を受けた記録が残されている。市野々村の触には、「従公儀被仰出候御触書之覚」とあり、触本文の後に「右之趣、村中寺社方末々共不洩様申付急度相守可申候、以上、九月晦日、武伴助・添半四郎、右村々庄やかたへ」と添文が記されている。²⁰ 発信者である武藤伴助と添田半四郎は郡代官であると推定される。²¹ 一方、助生野村の触には「御公儀御触書之写」と冒頭に記され、触本文の最後に「寛政七乙卯年十月二日二御触書写ス」と記録されている。²² 同一郡内で藩領が異なるものの、ほぼ同時期に触が伝達されており、江戸からの距離が影響していると考えられる。

また、同国内で同一藩領に伝達された事例として、一〇月一七日の紀州藩領海部郡吉原組大庄屋、一八日の紀州藩付家老安藤家支配の

田辺町が挙げられる。吉原組の触には、「右御触各組下寺社方へも可被相触候、此段寺社奉行中へ申来候付申越候、以上、十月十七日、村上弥太夫、小林六左衛門、六組宛」とあり、触が寺社奉行經由で郡内の六組の大庄屋に宛てられたことが示されている。²³ また、「村々へ相通、二四日来ル」との記載から、吉原組には二四日に到着し、翌日には日方組へと廻状されたことが分かる。田辺町では「右之通相触候間可存其趣候、右十月十八日町在御通」と記されており、安藤家領として独自に伝達されていたことが確認できる。²⁴

幕府領で島原藩の預地であった肥後国天草郡本戸馬場村の大庄屋には、一〇月二一日付で触が伝達されている。触の冒頭には「戸田采女正殿御渡候御書付壱通大目附中へ廻状二而来写」とあり、触本文と共に「態申触候、従公儀紛敷宗法御禁止之儀二付被仰出候御書付壱通」と添文が記されている。²⁵ この触は、島原藩役人の西田市右衛門と富田勝兵衛から郡中の村々の大庄屋・庄屋宛に発信されたものであり、老中戸田氏教からの書付であることが明記されている。また、同時に善光寺如来の開帳や酒造高に関する勘定所の触が含まれていたことが記されている。この老中名の入る形式は他の藩の触でも確認され、公儀触の伝達における一定の様式であったことが分かる。²⁶ このように、一〇月以降は若狭、紀伊、備前、肥後、丹後など、九月に比べて西国方面など江戸から遠い地域への伝達が進んでいる。

一月の事例は二件で、盛岡藩と熊本藩の藩法集に記録されている。いずれも後世に編纂されたものであるため、正確な伝達月を確定することは困難である。熊本藩の藩校時習館塾長であった中山昌禮が編纂した『度支彙函』には、「寛政七年十一月公儀御触」と記されて

いるが、触本文の日付は八月とされている。²⁷ このことから、熊本藩では一月に触が伝達されたと推定される。

一二月の事例としては、備後国沼隈郡松永村の承天寺への触が挙げられる。冒頭には「寛政七年卯十二月日」と記され、添文には「此度御触書、自江府寺社御奉行所御渡被成、諸国寺々へ茂、相触可申旨被仰出候間、可相心得者也、妙心寺」とある。²⁸ これにより、幕府の寺社奉行から妙心寺を經由し、承天寺（妙心寺の直末）へ寺院の本末制に基づいて伝達されたことが確認できる。

(三) 藩法令集の分類と地域性

対象とした藩の法令集と記録七件は、編年形式と分類形式の二つに大別される。法令・記事を年代順に並べる編年形式は、盛岡藩、高崎藩、鳥取藩、熊本藩である。一方、内容ごとに分類する形式は、岡山藩と津山藩で見られる。編年形式を採用する藩でも、高崎藩郡方のように「不受不施之儀二付御触」と触の概要を記す例がある。²⁹

分類形式を採用する岡山藩では、町奉行所が「宗門之事」、³⁰ 藩全体では「宗門改之部」という分類を設け、触自体には「異風成宗旨不可執行事」との記載がある。³¹ 津山藩では、「郷中御条目」の目録に「不受不施」と明示した項目が設けられており、³² いずれも宗門・不受不施に関する触がまとめられている。この両藩の領内は、先述の通り不受不施派の信仰が多い地域であった。

まず、津山藩では宝暦三年（一七五三）冬、不受不施派の内信組織が摘発された。³³ 不受不施僧を匿い内信していた町人に対して吟味が行われ、同年一〇月二九日には津山出身の不受不施出家である日是

が入牢し、その後牢死した。³⁴この事件では、町奉行が謹慎処分を受け、関係者は追放や闕所に処された。一方、岡山藩では同年、平井村高森に不受不施派の祖である日奥を顕彰する碑が建立され、この碑建立を契機に、備前国全域で二万三〇〇〇人の内信者が検挙された。³⁵さらに、岡山藩では天明六年（一七八六）八月一三日、町奉行と御郡代から「上出石町紙屋権六、不受不施内信之趣二相聞候二付、御吟味有之候処、致欠落不相見候、御国中在町見逢イ次第召捕候」と指示が出されている。³⁶これは、岡山城下の上出石町に住む紙屋権六について、不受不施の内信の情報が寄せられたため調査したが、既に逃亡しており、領内の在町で発見次第、捕縛するよう命じたものである。岡山藩において、不受不施派の内信者は城下町にも存在しており、取り締まりは現実の課題であったことがうかがえる。このように、地域ごとの事情が各藩における宗教政策の違いに影響を与え、その結果、法令集の編纂方針にも差異が生じたことが指摘できる。

おわりに

本稿では、近世に禁教とされた不受不施派に関する寛政七年の公儀触を事例として、全国への伝達の実態を明らかにした。

第一に、不受不施派の信仰は禁教以降、内信や法立など地下組織としての活動へ移行し、幕府や領主によって摘発されていた。寛政期の摘発が寛政七年公儀触の直接の契機となったが、同時期には九州において浦上崩れなど潜伏キリシタンや、真宗隠れ念仏の摘発も行われていた。「何宗によらず、異風成ル執行ひ致間敷候、万一申勧め候者」

と触に記されているように、これらの問題は不受不施派に限らず、幕府の方針に反する信仰が顕在化していたことを示している。

第二に、不受不施派禁令触の全国各地への伝達状況を月別に検討した結果、関東から近隣諸国、幕府直轄地、周辺部、西国・遠国へと伝達される過程が明らかになった。この過程において、幕府代官所、同国、同藩領、幕府預所など、同一地域内でも伝達日や方法に違いがあることが判明し、地域ごとの特性が確認された。また、藩が編纂した法令集や記録を分析すると、不受不施派の信仰が顕著であった地域では、法令を分類し項目立てするなどの特徴が見られた。

以上の寛政七年不受不施派禁令の事例から、公儀触は各藩や各村で御用留や法令集に正確に写されていたが、その内容をどのように受容し、政策として実行したかについては地域ごとに相違があったことが明らかになった。³⁷全国に伝達された公儀触は、各藩の地域性や社会的背景を反映しながら、多様な形で受容されていたといえる。

【付記】

本稿は二〇二四年度 JSPS23K01060 の助成を受けた「公儀触による両領国（徳川・国持外様）体制の最終検証と触研究への報提供あり方研究」（研究代表山田洋一）の研究成果の一部である。

【追記】

本書中の稲穂将士「丹後国宮津藩における寺社への触伝達——智恩寺文書を素材に——」（九四頁）によると、宮津藩の寺社役所から領内寺院へは辰（寛政八）年二月に伝達されていることがわかる。

（京都府立大学文学部歴史学科教授）

【註】

- 1 山田洋一・東昇編『京丹後市久美浜町太刀宮文書（久美浜代官所郡中代等文書）・佐治家資料調査と御用留横断研究』（京都府立大学文化遺産叢書二六、二〇二二年）に収録される、中川博勝「山城国旗本天野領における公儀触の伝達」、山田洋一「徳川領国（武蔵国・久美浜代官所領（丹後・但馬国）と国持外様領国（周防・長門国）の公儀触等）」等。
- 2 藤井讓治『江戸時代のお触れ』吉川弘文館、二〇一三年、四一〜五三頁。
- 3 水本邦彦『海辺を行き交うお触れ書き 浦触の語る徳川情報網』吉川弘文館、二〇一九年、一一〜一四頁。
- 4 藤井學「江戸幕府の宗教統制」『日本歴史』近世三、岩波書店、一九六三年。
- 5 『御触書天保集成』九七、宗旨之部、六二二（高柳貞三、石井良助編『御触書天保集成』下岩波書店、一九五八年）。
- 6 朴澤直秀「七里法華」と不受不施信仰』『千葉県の歴史』歴史資料編、近世三（上総一）、二〇〇一年、三六〜三九頁、一四四〜一四六頁。
- 7 『多古町史』下、一九八五年、六四一〜六五〇頁、『多古町史』上、一九八五年、一〇四七頁。加川治良『房総禁制宗門史 日蓮宗不受不施派・内証題目講』一九六五年、八六〜九三頁。
- 8 『多古町史』下、六四二頁。
- 9 『寛政六年下総法難、享和二年備中惣爪法難記録』『岡山県地方史資料叢書』七、岡山県地方史研究連絡協議会、一九六九年、六四〜六六、一九〇頁。
- 10 東昇「近世後期肥後国天草郡の見分・廻村と宗門改」『京都府立大学学術報告（人文）』七五、二〇二三年、四三頁。
- 11 大橋幸泰『潜伏キリシタン』、講談社、二〇一四年、一〇七〜一〇九頁。
- 12 寛政二年「日記」、檜垣文庫二〇七―三三・三三、二二五―八（九州大学附属図書館所蔵）。

蔵）。

- 13 対象は、国立国会デジタルコレクションを中心に選定した。
- 14 「御用役用筋并何にても書留帳」『貝塚市史』三（史料）、一九五八年、五九二頁。
- 15 「伊奈御廻状留」下師岡村、青梅市郷土博物館編『御廻状留帳』三（青梅市史史料集三〇）、一九八三年、一三〇頁、「田安御廻状留」野上村、同上二四四頁。
- 16 『柏市史資料編』九（御廻状集成）、一九七三年、二八二頁。
- 17 『御殿場市史』一（古代中世・近世史料編）、一九七四年、五一五頁。
- 18 京都町触研究会編『京都町触集成』七（寛政元年〜寛政一〇年）、岩波書店、一九八五年、三五〇〜三五二頁。
- 19 『一宮町誌』近世文書資料編、一九七一年、七〇三頁、触における「寛」の使用については、藤井讓治『江戸時代のお触れ』七五頁を参照。
- 20 「諸事留帳」『敦賀市史』史料編四下、一九八三年、二五八〜二五九頁。
- 21 「諸事留帳」『敦賀市史』史料編四下、二〇五頁。
- 22 「十ヶ村諸色跡書帳」『敦賀市史』史料編四下、四一九〜四二〇頁。
- 23 「御触留」『和歌山市史』六（近世史料二）、一九七六年、三八四頁。
- 24 『万代記』六〇・六一、田辺市教育委員会、一九八一年、一五一頁。
- 25 「御用触写帳」『天領天草・大庄屋・木山家文書御用触写帳』一、本渡市教育委員会、一九九五年、一五四頁。
- 26 明和六年二月「松平右近将監殿御渡候御書付写」大野市史編さん委員会編『大野市史』九（用留編）、一九九五年、四〇五頁。
- 27 『藩法集』七、創文社、一九六六年、七〇七頁。
- 28 村田露月編『松永町誌』、一九五二年、三八二〜三八三頁。
- 29 高崎市歴史民俗資料調査員会編『高崎史料集』藩記録（大河内）二、一九八九年、一六七頁。

- 30 「宗門之事」(寛文元年～文政一三年)岡山大学池田家文庫等刊行会編『市政提要』下、一九七四年、四三八頁。
- 31 「法例集拾遺」『藩法集』一下(岡山藩下)、創文社、一九五九年、一三二、一三三頁。岡山藩における基本的な藩法集には、「法例集」「法例集拾遺」「法例集後編」がある。「法例集」には「宗門改方部」が含まれ、寛永一六年～宝暦一〇年(一六三九～一七六〇)の内容が収録されている(『藩法集』一上(岡山藩上)、創文社、一九五九年、四九七～五二九頁)。一方、「法例集拾遺」は宝永六年～寛政七年の内容、「法例集後編」には人事門に「宗門改」が含まれ、明治二～三年(一八六九～一八七〇)の内容が収録されている(『藩法集』一下、五八五～五九〇頁)。
- 32 『岡山県史』二五、津山藩文書、一九八二年、五五一頁。
- 33 東昇「津山藩における宗門改制度の変遷——宗教と地域情報の把握——」『京都府立大学学術報告(人文)』六四、二〇一二年、一四五～一四六頁。
- 34 津山郷土博物館紀要『津山松平藩町奉行日記』一、一九九二年、七～八頁。「不受不施法難史年表」『岡山県地方史資料叢書』七、二四二～二四三頁。
- 35 『岡山県史』七、近世二、一九八五年、七三七頁。
- 36 『岡山県史』二四、岡山藩文書、一九八二年、一二五七頁。
- 37 村における公儀触の受容の違いについては、寛政三年の酒造休株に関する触を村民へ読み聞かせる際に選択された事例がある(前掲、東昇「近世後期肥後国天草郡の見分・廻村と宗門改」、四五頁)。

【表】寛政7年不受布施禁令触一覧

	触年月日	領主	史料名	国	作成	種類	出典	刊行
0	8月	幕府	御触書天保集成 97-6222	一	幕府	藩法令集 記録	御触書天保集成 下	1958
1	11月7日	盛岡藩	御家被仰出	陸奥	盛岡藩	藩法令集 記録	藩法集 第9の上 (盛岡藩上)	1970
2	8月	庄内藩	鶴岡御町例帳	出羽	鶴岡町	記録	鶴ヶ岡大庄屋宇治 家文書 上巻(鶴 岡市史資料篇 荘 内史料集 11)	1982
3	9月17日	山形藩	事林日記	出羽	山形城下専 称寺	日記	山形市史 史料編 2(事林日記上)	1971
4	寛政7年 9月	新庄藩	御触記録帳	出羽	村山郡谷地 力	御用留	御触記録帳より見 たる郷土の世相	1937
5	寛政7年 9月11日	竹垣三右衛門 役所(幕府)	御用(状留帳)	武蔵	葛飾郡藤原 新田	御用留	船橋市史 史料編 2	1988
6	卯8月	大貫治右衛門 役所(幕府)	寛永録	武蔵	葛飾郡深川 漁師町	記録	寛永録:江東区資 料4	1988
7	卯9月6日	玉田新平役所 (幕府)	御用留帳	武蔵	多摩郡新町 村名主	御用留	東京都古文書集 第2巻(旧多摩郡 新町村名主吉野家 文書2)	1984
8	卯9月	伊奈友之助役 所(幕府)	伊奈御廻状留	武蔵	多摩郡下師 岡村	御用留	御廻状留帳3(青 梅市史史料集 第 30号)	1983
9	卯9月6日	玉田新平役所	田安御廻状留	武蔵	多摩郡野上 村	御用留	御廻状留帳3(青 梅市史史料集 第 30号)	1983
10	8月	高崎藩	郡方雑記	上野	高崎藩	藩法令集 記録	高崎史料集 藩記 録(大河内)2	1989
11	9月7日	舟戸役所(田中 藩)	(御用留)	下総	葛飾郡花野 井村他	御用留	柏市史 資料編9 (御廻状集成)	1973
12	卯8月	生実藩	五箇条	下総	千葉郡野田 村	記録	千葉市史 史料編 4(近世)	1983
13	9月9日	地方役所(小田 原藩)	御用留	駿河	駿東郡茱萸 沢村江藤家	御用留	御殿場市史 第1 巻(古代中世・近 世史料編)	1974
14	9月19日	役所(吉田藩)	御配符写留帳	三河	宝飯郡長山 村	御用留	一宮町誌 近世文 書資料編	1971
15	8月	旗本安藤氏春 日領	年中諸御用帳	越後	春日会所	御用留	柏崎市史資料集 近世篇1上	1984
16	9月晦日	小浜藩	諸事留帳	若狭	敦賀郡市 野々村	御用留	敦賀市史 史料編 第4巻下	1983
17	寛政7年 10月2日	加知山藩	十ヶ村諸色跡 書帳	若狭	敦賀郡苅生 野村	御用留	敦賀市史 史料編 第4巻下	1983
18	卯9月	京都町奉行	古久保家触留	山城	京都町代	御用留	京都町触集成 第 7巻(寛政元年~ 寛政10年)	1985

19	9月12日	大坂町奉行	御法度御触書 判形帳	撰津	南組南米屋 町会所	御用留	大阪市史 第4巻 上	1912
20	卯8月	岸和田藩	御用役用筋并 何にても書留 帳	和泉	南郡大川村	御用留	貝塚市史 第3巻 (史料)	1958
21	10月26日	田辺藩	御用日記附覚 帳	丹後	加佐郡伊佐 津村庄屋	御用留	川北家文書 1	—
22	10月18日	紀州藩	万代記	紀伊	田辺町	御用留	万代記 60・61	1981
23	10月17日	紀州藩	御触留	紀伊	海部郡吉原 組大庄屋	御用留	和歌山市史 第6 巻(近世史料2)	1976
24	10月10日	岡山藩	市政提要	備前	岡山藩町奉 行所	藩法令集 記録	市政提要下	1974
25	寛政7年	岡山藩	法例集拾遺	備前	岡山藩	藩法令集 記録	藩法集 第1下(岡 山藩下)	1959
26	寛政3(7カ) 年9月22 日	津山藩	郷中御条目	美作	津山藩	藩法令集 記録	岡山県史 第25巻 (津山藩文書)	1981
27	寛政7年 12月	妙心寺、福山藩	御触書之写	備後	沼隈郡松永 村承天寺	御用留	松永町誌	1952
28	9月	鳥取藩	在方諸事控	因幡	鳥取藩在御 用場	藩法令集 記録	鳥取県史 第10巻 (近世資料)	1980
29	8月	平戸藩	甲子夜話	肥前	—	随筆	日本随筆大成 第 3期 第8巻	1930
30	11月	熊本藩	度支彙函	肥後	熊本藩時習 館塾長中山 昌禮	藩法令集 記録	藩法集 第7	1966
31	10月21日	幕府領島原藩 預	御用触写帳	肥後	天草郡本戸 馬場村大庄 屋	御用留	天領天草・大庄屋・ 木山家文書 御用 触写帳 1	1995

表紙の解説

			1	2	3	4
	9			5	6	
				7	8	
	(裏)			(表)		

- 1 触留が多数展示されていた2023年「第49回愛知県公文書館企画展 新・収蔵資料展 ～古文書にみる尾張の町と三河の村～」の展示風景 山田洋一撮影
- 2 奈良町の町家をイメージした奈良市史料保存館の外観 山田洋一撮影
- 3 道標「古文書館通り」と川下りの船（船頭さんが「ここ（建物）は柳川の古文書館」と説明されていた） 山田洋一撮影
- 4 柳川古文書館の外観 山田洋一撮影
- 5 仙台伊達家領大肝入（大庄屋）吉田家文書の天保13年（1842）「定留」（御用留）の表紙（2011年東日本大震災の大津波で被災、その後修復） 陸前高田市教育委員会提供 *別表No.16、コラム1参照
- 6 地元の実業家が古物商から買い戻し大正10年（1921）に当時の小松町に寄贈された天保13年7～12月「小松藩会所日記」の表紙 西条市立図書館小松温芳図書館郷土資料室提供 *別表No.106参照
- 7 戦時中に大阪府立中之島図書館に保管を委託され、大阪大空襲から逃れた天保13年「御触書承知印形帳」（菊屋町文書）の表紙 山田洋一撮影 *別表No.80参照
- 8 維新期に散逸した加賀前田家治政資料の書写による収集事業で作成され、のちに寄贈された天保12～14年「郡方御触留帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵加越能文庫）の表紙 山田洋一撮影 *別表No.56参照
- 9 高田城跡（上越市）に再建された高田城三重櫓 山田洋一撮影

京都府立大学文化遺産叢書 第37集

公儀触等の伝達研究と触研究への情報提供あり方研究

編集 山田洋一・東昇

発行 京都府立大学文学部歴史学科

〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5

発行日 2025年（令和7）6月30日

印刷 株式会社 北斗プリント社
